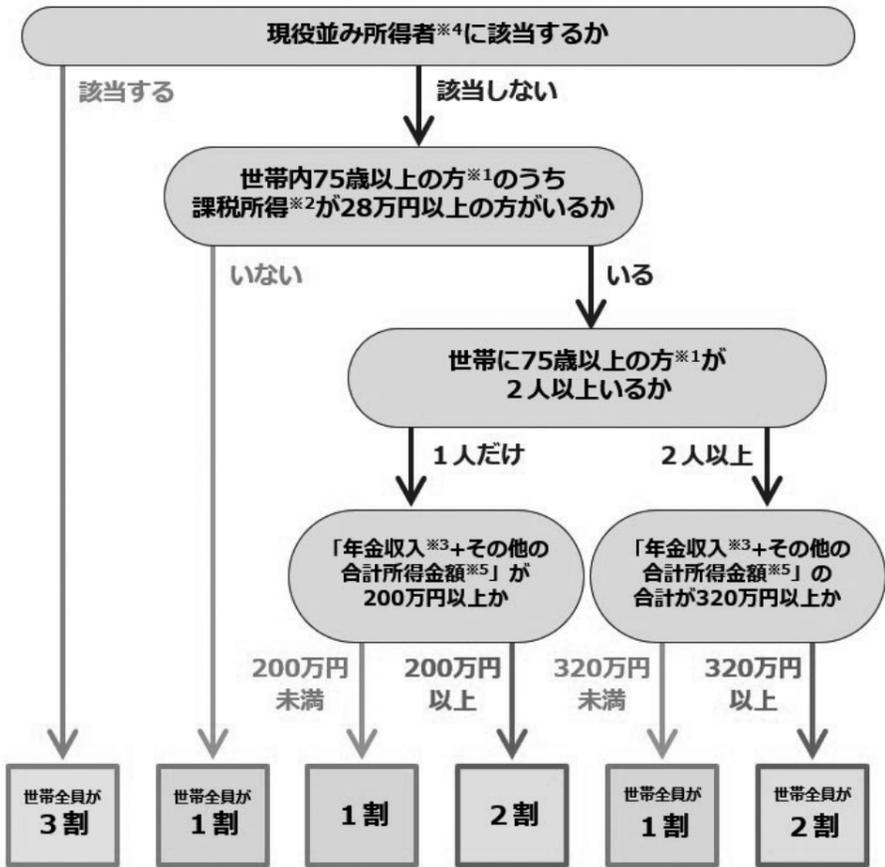


## 窓口負担割合2割の対象となるかどうかは 主に以下の流れで判定します

●世帯の窓口負担割合が2割の対象となるかどうかは、75歳以上の方※1の課税所得※2や年金収入※3をもとに、世帯単位で判定します。



※1 後期高齢者医療の被保険者とは…75歳以上の方(65～74歳で広域連合から一定の障害の認定を受けた方を含む)。  
 ※2 「課税所得」とは…住民税納税通知書の「課税標準」の額(前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除等、所得控除(基礎控除や社会保険料控除等)等を差し引いた後の金額)。  
 ※3 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません。  
 ※4 課税所得145万円以上で、医療費の窓口負担割合が3割の方。  
 ※5 「その他の合計所得金額」とは…事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額。

## 窓口負担割合が2割となる方には、負担を抑える「配慮措置」があります

- 2022年10月1日の施行後3年間(2025年9月30日まで)は、2割負担となる方について、1か月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑えます(入院の医療費は対象外)。
  - 配慮措置の適用で払い戻しとなる方は、高額療養費として、事前に登録されている高額療養費の口座へ後日払い戻します。
  - 2割負担となる方で高額療養費の口座が登録されていない方には、9月頃に埼玉県後期高齢者医療広域連合から申請書を郵送します。お手元に届いたら、申請書の内容に沿って、口座の登録をしてください。
- ※詳細は町ホームページをご覧ください。

## 医療費窓口負担割合の見直しに関するお問合せ

今回の制度改正の見直しの背景等に関するご質問等は、下記へお問合せください。

●厚生労働省コールセンター ☎0120-002-719 ※月曜～土曜の午前9時～午後6時(日曜・祝日はお休み)

## 後期高齢者医療制度に関するお知らせ

# 一定以上の所得のある方(75歳以上の方等)の医療費の窓口負担割合が変わります

問合せ 保険健康課 保険担当 ☎0495-77-2113 FAX 0495-77-2117

- 10月1日から、一定以上の所得のある方(75歳以上の方等)は、現役並み所得者(窓口負担割合3割)を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。
- 変更対象となる方は、後期高齢者医療の被保険者全体のうち約20%の方です。

2022年9月30日まで		2022年10月1日から	
区分	医療費負担割合	区分	医療費負担割合
現役並み所得者	3割	現役並み所得者	3割
一般所得者等※	1割	一定以上所得のある方	2割
		一般所得者等※	1割

被保険者全体の約20%

※住民税非課税世帯の方は原則1割負担となります。

## 見直しの背景

### 75歳以上の後期高齢者の医療費の財源内訳(総額約18.4兆円) ※令和4年度国予算案ベース



- 2022年度以降、団塊の世代が75歳以上となり始め、医療費の増大が見込まれています。
- 後期高齢者の医療費のうち、窓口負担を除いて約4割は現役世代(子や孫)の負担(支援金)となっており、今後も拡大していく見通しとなっています。
- 今回の窓口負担割合の見直しは、現役世代の負担を抑え、国民皆保険を未来に繋いでいくためのものです。

